

徳島市農業委員会総会 議事録

1 とき	令和4年7月28日(木) 開会 午後 3時 閉会 午後 4時
2 ところ	徳島市役所 13階 第1研修室
3 議長	会長 川人 泰博
4 出席者	<p><農業委員></p> <p>1番委員 井川 洋二 2番委員 岸本 昇 3番委員 天羽 俊文 4番委員 野口 俊廣 5番委員 大貝 美治 6番委員 金澤 敬治 7番委員 原田 和彦 8番委員 久米 裕純 9番委員 川人 泰博 10番委員 佐々木永薫 11番委員 板東美佐緒 12番委員 品山 昌美 13番委員 植田美恵子 14番委員 廣瀬 長市 15番委員 細川 勝義 16番委員 谷川 興一 17番委員 鎌田 良昭 18番委員 政岡 茂 19番委員 市岡 沙織</p> <p><農地利用最適化推進委員></p>
5 欠席者	<p><農業委員></p> <p><農地利用最適化推進委員></p>
6 欠員	なし
7 議事	<p>(農地関係議案)</p> <p>付議案件</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の審議について 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について 第4号議案 非農地証明願の審議について 第5号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について 第6号議案 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について 第7号議案 農用地利用集積計画の承認について</p> <p>報告事項</p> <p>農地関係報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について 2. 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出について 3. 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出について 4. 農地法第18条第6項の処理について 5. 農地の転用制限の例外(法第4条)による届出について 6. 農地であることの証明について 7. 地目変更登記に係る照会に対する回答について 8. 転用届出の訂正について(5条届出) 9. 転用届出の取消について(5条届出) 10. 農地転用許可後の工事進捗状況報告について

(開会 午後3時)

事務局 それでは、定例総会を始めさせていただきます。本日の議長は川人会長が務めることとなっております。進行をよろしく申し上げます。

議長 ただ今から、令和4年7月徳島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会は、農業委員19名、全員が出席しており、会議が成立しております。

はじめに、議事録署名者の選任についてですが、総会議事規則第10条の規定により、議長が指名します。議席番号8番久米裕純委員と、議席番号18番政岡茂委員の両名を指名します。よろしく申し上げます。

それでは、これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくお願ひいたします。

では、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第1号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請について御説明します。議案書1ページを御覧ください。全ての申請について法定の添付書類は整っております。農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われまゝ。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ、農業廃止のため、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後64aに至り、譲受人は対象地において、野菜や果樹の栽培を行うとのことです。

2番は、貸人から借人へ、労力不足による経営縮小のため、農地1筆に使用貸借権を設定するものです。借人の耕作面積は許可後55aに至り、借人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

3番は、譲渡人から譲受人へ、同一世帯内での部分贈与で、農地2筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後75aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。

4番は、譲渡人から譲受人へ、別世帯の後継者への部分贈与で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後43aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。

続いて2ページを御覧ください。5番は、譲渡人から譲受人へ、農業廃止による売買で、農地2筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後67aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。

6番は、譲渡人から譲受人へ、農業廃止による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後426aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。

第1号議案は以上6件で、対象地は、田2,612㎡、畑1,207㎡、合計3,819㎡です。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

- 全員 異議なし
- 議長 異議がないということですので、第1号議案については全案件を許可することに決定いたしました。
続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。
- 事務局 それでは第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について御説明します。議案書3ページを御覧ください。
1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。申請人は所有する農地を、農家住宅に転用するものです。しかし、申請地はすでに宅地として利用されていたため、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。
2番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。申請人は所有する農地を、住宅敷地拡張のため転用するものです。しかし、申請地はすでに転用行為が行われていたため、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。
以上、全案件につきましては、農地法に規定されている立地基準及び一般基準において、許可要件を満たしているものと思われまます。
第2号議案は以上2件で、地目は、田が94㎡、畑が271㎡で合計365㎡です。転用目的の内訳は、すべて住宅用地です。以上、御審議をよろしく申し上げます。
- 議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。
それでは、御発言が無いようですので、採決いたします。第2号議案の農地法第4条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。
- 全委員 異議なし
- 議長 異議がないということですので、第2号議案については、全案件を許可することに決定いたしました。
続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。
- 事務局 それでは第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、御説明します。議案書4ページを御覧ください。
1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、使用貸借権を設定し、専用住宅に転用するものです。
2番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、廃棄物の再生処理業を営んでおり、所有権を移転し、露天駐車場及び資材置場に転用するものです。
3番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、土木建築業を営んでおり、使用貸借権を設定し、露天資材置場に転用するものです。
4番の申請地は、集団農地でかつ高性能農業機械による営農に適した甲種農地に該当しますが、不許可の例外規定である既存施設の拡張に該当し、また、農地を分断するおそれはありません。譲受人は、建設業を営んでおり、賃貸借権を設定し、露天資

材置場に転用するものです。

5番の申請地は、10ha以上の規模の一団の農地内にある第1種農地に該当しますが、不許可の例外規定である集落接続に該当し、また、農地を分断するおそれはありません。譲受人は、使用貸借権を設定し、農家住宅敷地を拡張するものです。また、現地は既に転用行為が行われており、農地法の手続きをとらなかったことを反省する始末書の提出があります。

6番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、清掃業を営んでおり、所有権を移転し、自身が役員となっている会社に貸し付ける、露天貸資材置場に転用するものです。

7番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、土木・建築業を営んでおり、賃貸借権を設定し、露天資材置場に転用するものです。

8番と9番は、譲受人が同一であるため併せて説明します。申請地は、公共投資の対象となっている第1種農地に該当しますが、不許可の例外規定である農業用施設への転用に該当し、また、農地を分断するおそれはありません。譲受人は、農産物の生産、加工及び販売業を営んでおり、農業用倉庫に転用するものです。

10番の申請地は、10ha以上の規模の一団の農地内にある第1種農地に該当しますが、不許可の例外規定である集落接続に該当し、また、農地を分断するおそれはありません。譲受人は、土木業を営んでおり、賃貸借権を設定し、露天資材置場に転用するものです。

11番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、所有権を移転し、店舗用地に転用するものです。

12番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、使用貸借権を設定し、専用住宅に転用するものです。

以上、全案件につきましては、農地法に規定されている立地基準及び一般基準において、許可要件を満たしているものと思われまます。また、転用目的が、資材置場及び駐車場となっている案件については、太陽光設備認定をとっていないことを確認済みであり、農地区分が甲種農地である4番案件、転用規模が大規模である6番と7番案件、農地区分が1種農地で転用目的が資材置場である10番案件については地区審査を実施しました。

第3号議案は、全12件で、地目は、田が6,426.11㎡、畑が2,093.46㎡で、合計8,519.57㎡です。転用目的の内訳は、住宅用地855.48㎡、駐車場・資材置場6,280.01㎡、その他施設用地1,384.08㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしく願います。

議長 事務局の説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思えます。それでは、4番案件の地区審査に参加していただいた、勝占地区の天羽委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

天羽委員 今月15日の午後2時より、4番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、私と野口委員、佐野推進委員、宮本推進委員の4名と転用者側2名、事務局2名の8名です。

申請対象の農地は、方上町舟戸川にあり、甲種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で賃貸借権を設定し、露天資材置場に転用しようとするものです。土地の造成については、すでに石積されている部分を、隣接地と同じ高さまで撤去して整地します。排水については、雨水のみであり、地下浸透

及び、隣接する水路に放流することのことで、地元の土地改良区からの意見書及び排水同意書が提出されています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、勝占地区の委員は、一致して問題ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。続きまして6番案件の地区審査に参加していただいた、不動地区の久米委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

久米委員 今月19日の午後2時より、6番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、増井推進委員と私の委員2名、転用者側1名、事務局2名の5名です。申請対象の農地は、不動西町4丁目にあり、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転し、露天資材置場に転用するものです。造成については、30cmほど盛土し、整地する計画です。排水については、地下浸透で処理することのことで、地元土地改良区からの意見書及び排水同意書が提出されています。結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害措置についても問題なく、不動地区の委員は、一致して許可やむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。続きまして7番案件の地区審査に参加していただいた、応神地区の品山委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

品山委員 今月14日午前10時より7番案件の地区審査を実施しましたので報告します。参加者は坂東推進委員と私、転用者側1名、事務局2名です。申請地は、応神中学校正門より市道を東へ100mの所に位置し、第2種農地に区分されるそうです。今回の申請は土地の所有者と借受人との間で賃貸借権を設定し、露天資材置場に転用しようとするものです。転用者は土木建築業を営んでおり、現在所有の資材置場が手狭であり、事業を拡大するため申請地付近で土地を探していたところ幹線道路にも近く移動にも便利であり、広範囲に現場を扱う会社の資材置場としては最適だそうです。土地の造成は盛土を行わず、整地する計画です。排水計画は西側に境界コンクリートがありますが、溝を掘って隣接農地への流出対策を取り、北側の市道沿いについても道路際に土を持ってアスファルトの崩壊を防ぎ、少し内側に溝を作って、敷地東側の既存U字溝には、雨水のみを排水し、地下浸透で処理する。また、整地は敷地東側のU字溝に向けて勾配を付け既存の排水溝より市道排水路に排水する計画書が提出されており、地元土地改良区・水利組合の協議も整っています。結論として、今回の転用許可申請について農地法上で許可となる条件を満たしており、被害防除措置にも問題はなく、応神地区委員は一致して許可やむを得ないと心証を持ちました。報告は以上です。御審議をよろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。続きまして10番案件の地区審査に参加していただいた、国府地区の谷川委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

谷川委員 今月15日の午後3時30分より、10番案件の地区審査を実施しましたので、報

告します。参加者は、浦川推進委員と私の委員2名、転用者側1名、事務局2名の5名です。

申請対象の農地は、国府町中字原淵にあり、1種農地に区分されるとのことです。

今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で賃貸借権を設定し、露天資材置場に転用しようとするものです。造成については、山土で東側道路高まで盛土し、碎石を敷きます。排水については、雨水のみであり、地下浸透及び南側水路に排水することによって、地元土地改良区からの排水同意書と意見書が提出されています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても配慮されているため、国府地区の委員は、一致して許可やむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件について申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第3号議案の農地法第5条の規定による許可申請については、4番と10番を許可相当として県に諮問し、残りの10件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第3号議案は4番と10番を許可相当として県に諮問し、残りの10件を許可することに決定いたしました。

続きまして、第4号議案、非農地証明願の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第4号議案、非農地証明願について御説明いたします。議案書7ページを御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に区分されます。対象地は、平成元年ごろに農地であることを知らず、居宅を建築したもので、現在も住宅として利用しているとのこと。1番は、農地として機能していない状態が継続しており、非農地化の確認資料としましては、平成14年5月13日撮影の航空写真があり、また、現地が非農地化していることを現地調査でも確認しております。

2番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に区分されます。対象地は、昭和55年ごろに自宅の増築や倉庫の建築を農地にしたもので、現在も住宅及び倉庫として利用しているとのこと。2番は、農地として機能していない状態が継続しており、非農地化の確認資料としましては、平成5年4月18日撮影の航空写真があり、また、現地が非農地化していることを現地調査でも確認しております。

3番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に区分されます。対象地は、平成8年ごろに農地に居宅を増築してから、現在も住宅として利用しているとのこと。3番は、農地として機能していない状態が継続しており、非農地化の確認資料としましては、平成14年5月13日撮影の航空写真があり、また、現地が非農地化していることを現地調査でも確認しております。

第4号議案は3件で、対象地は田698㎡、畑145㎡、計843㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員

の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第4号議案の非農地証明願については、全案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第4号議案については、全案件を非農地と承認することに決定いたしました。

続きまして、第5号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第5議案、相続税の納税猶予適格者証明願について、御説明させていただきます。今月の申請は1件です。対象地及び相続関係を示す資料等の添付書類は整っています。

1番の対象地は3筆、2,317.98㎡で、一部に公衆用道路となっている箇所や露天駐車場及び露天資材置場して、利用している箇所を除外していますが、その他の農地については、継続して耕作状態にあります。

第5号議案は以上1件で、対象地は田のみ、2,371.98㎡となっています。御審議をよろしくをお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第5号議案の相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、本案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第5号議案については本案件を承認することに決定いたしました。

続きまして、第6号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について、を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第6号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況について御説明します。議案書9ページを御覧ください。

1番は、4条届出により、一部を宅地に転用し、対象から除外されている箇所もございますが、それ以外の農地については、耕作を継続しております。なお、一部転用している箇所は、相続する前に届出があったもので、問題はございません。

2番から4番は、全ての農地で耕作を継続しております。

5番は、分筆し、公衆用道路として、利用している箇所や道路の一部として、徳島市に寄付している農地もございますが、それ以外の農地については、耕作を継続しております。

第6号議案は以上5件で、税務署あてに報告しようとするものです。対象地の面積は、田16,194.23㎡、畑3,262㎡、その他36.87㎡、計19,493.10㎡です。御審議をよろしくをお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第6号議案の相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第6号議案については全案件を承認することに決定いたしました。

続きまして、第7号議案、農用地利用集積計画の承認についての審議を開始します。

なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。農業委員会法第31条に定める、議事参与の制限の規定に基づき、天羽俊文委員に御退席をお願いいたします。なお、審議終了後に、入室・着席をしていただきます。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第7号議案、農用地利用集積計画について御説明します。議案書11ページを御覧ください。全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われま。今月は新規設定が17件、再設定が15件で合計32件となっており、そのうち、賃貸借権が13件、使用貸借権が19件となっております。なお、16番と23番案件について、利用権を受ける者が、新規就農であったため、新規就農面談を実施しました。

設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番から6番が勝占地区21筆・6件、7番から11番が入田地区17筆・5件、12番から15番が応神地区9筆・4件、16番から19番が川内地区5筆・4件、20番から22番が国府地区7筆・3件、23番から27番が南井上地区10筆・5件、28番から32番が北井上地区9筆・5件となっております。利用権設定については以上で、田25筆・35,278㎡、畑53筆・46,959㎡の合計78筆・82,237㎡となります。

第7号議案の農用地利用集積計画の承認についての説明は以上です。御審議をよろしくをお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、新規就農面談を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思ひます。それでは、16番の新規就農面談に参加していただいた、川内地区の細川委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

細川委員 7月19日の午前10時から16番案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。参加者は植田委員と廣瀬委員、笹田推進委員、兼田推進委員と私の委員5名と譲渡人側2名、事務局2名の9名です。

借受人は借り受け地において、御夫婦で、イチゴの施設栽培を計画しております。イチゴの栽培、経営を通じて、若い世代に農業に興味をもってもらうとともに、子育て世代の求人を増やし、働きやすい職場を作りたいとの想いから、新しい農園をオープンさせようとするものです。すでに5年前から、イチゴ栽培をしている農園に転職し、イチゴ栽培のノウハウを学んできており、このたび、独立しようとするものです。当面は、ネットでの販売やSNSを通じての販売を考えているそうですが、将来的には、ハウスを増やしていくとともに、直売所やイチゴ刈りなどの収穫体験のできる農園を目指していきたいとのこと。

今回の利用権設定については、就農計画等に問題はなく、川内地区の委員は一致して、問題ないのではないかと心証を持ちました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。続きまして23番案件の新規就農面談に参加していただいた、南井上地区の鎌田委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

鎌田委員 7月14日の午後1時30分から23番案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。参加者は多田推進委員さんと私の委員2名と、借受人1名、事務局2名の5名です。

借受人は、所有者の孫にあたり、農業に従事したいと考えていたとのことですが、コロナ禍により、食への考え方も大きく変わったことなどから、このたび東京からリターンし、就農することにしたそうです。既に、昨年8月から、試行的に耕作を始め、出荷も何度か経験しているとのことであり、今回、利用権を設定し、本格的に就農をするものであります。当面はプロッコリーに専念し、経営の安定化をはかしていきたいとのこと。出荷については、当面はJAへの出荷とし、生産が安定してくると産直市やネットでの販売も検討していきたいとのこと。

結論として、就農計画等に問題はなく、南井上地区の委員は、周辺農地への影響を考慮しながら、今後も、耕作面積を増やしてもらいたいとの心証を持ちました。

報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。地区就農面談に参加されました委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第7号議案の農用地利用集積計画については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第7号議案については全案件を承認することに決定いたしました。参与制限により退席しています委員が、着席するまでお待ちください。

引き続き、農地関係の報告事項に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは報告事項について説明します。議案書16ページを御覧ください。

1番は、農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出についてです。次のページに渡り4件受理しました。

18ページを御覧ください。2番は、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出についてです。5件受理しました。

19ページを御覧ください。3番は、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出についてです。21ページに渡り14件受理しました。

22ページを御覧ください。4番は、農地法第18条第6項の処理についてです。4件受理しました。

23ページを御覧ください。5番は、農地の転用制限の例外農地法第4条による届出についてです。1件受理しました。

24ページを御覧ください。6番は、農地であることの証明についてです。2件証

明しました。

25 ページを御覧ください。7 番は地目変更登記に係る照会に対する回答についてです。2 件回答しました。

26 ページを御覧ください。8 番は転用届出5条届出の訂正についてです。3 件訂正しました。

27 ページを御覧ください。9 番は転用届出5条届出の取消についてです。1 件取消しました。

28 ページを御覧ください。10 番は農地転用許可後の工事進捗状況報告についてです。18 件受理しました。

報告事項の説明については以上です。

議長

報告は以上ですが、何か御意見等はありませんか。

それでは、御意見がないようですので、以上をもちまして、令和4年7月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。